

再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届
の提出時期および作成要領



平成23年（2011年）9月17日

中野区清掃事務所

165-0024

中野区松が丘1-6-3

電話（3387）5353

FAX（3387）5389

目 次

1	設置届の提出時期	1
2	届出の対象となる建築物	1
3	設置届提出の際の必要書類	2
4	提出書類の作成と手順	3
5	再利用対象物保管場所の提出書類作成の手順	4
6	建築物完成時の検査	5
7	中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例	5
8	その他	6
	別表 1 施設用途別廃棄物排出基準	7
	別表 2 住宅占有面積別人員数	7
	別表 3 廃棄物の種類、割合、保管日数	7
	別表 4 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法	8
	別表 5 容器数・保管場所の算定	9
	別表 6 再利用対象物保管場所面積計算表	1 3
	図 1 保管場所の配置例 A図・B図	1 4
	図 2 容器の配置例	1 6
	図 3 反転コンテナボックス配置例	1 8
	念書(例)	1 9
 (参考)		
	中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抜粋)	2 1
	中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例等施行規則(抜粋)	2 3
	中野区大規模建築物における一般廃棄物保管場所の設置基準及び事務取扱要綱	2 5
	中野区事業用大規模建築物における再利用対象物保管場所設置基準及び事務取扱要綱	3 1
	再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(記載例)	3 5
	用途別床面積内訳表(集合住宅)	3 7
	用途別床面積内訳表(事業用)	3 9

再利用対象物保管場所設置届 兼廃棄物保管場所等設置届の 提出時期及び作成要領

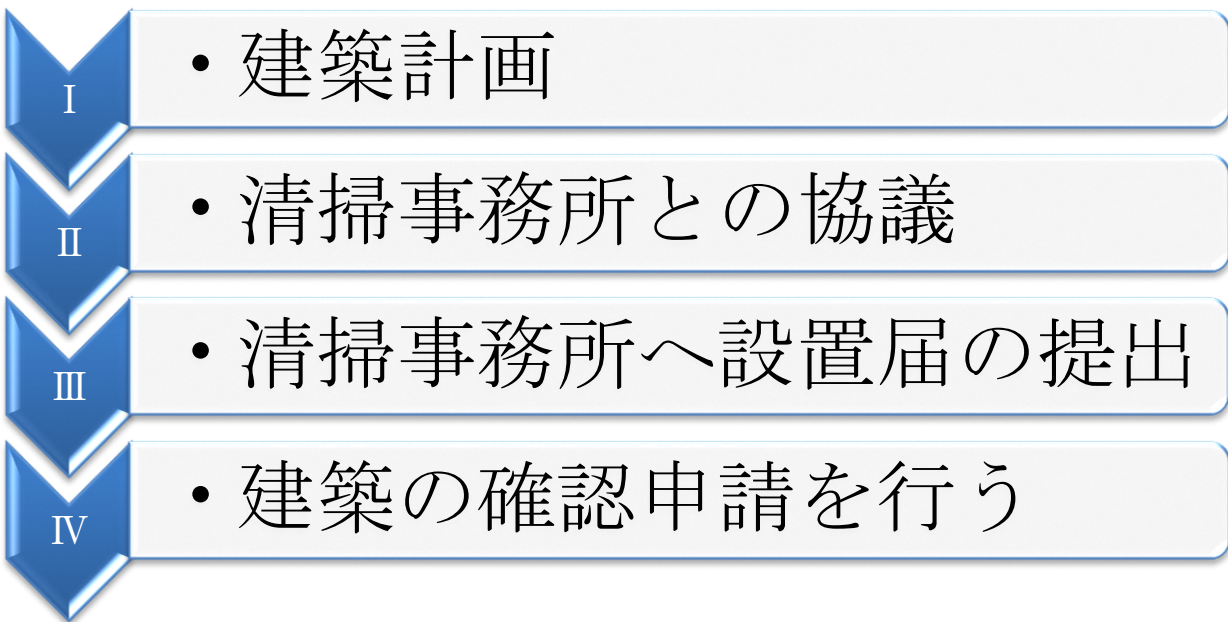
再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）の提出時期及び提出書類の作成は、次の要領により行ってください。

1 設置届の提出時期

設置届及び添付書類（以下「設置届等」という。）は、建設しようとする建築物の計画段階（都又は区の建築確認の申請を行う前）で提出してください。

ただし、区の収集運搬業務の提供を受ける場合（集合住宅）も、提供を受けない場合（事業系）も用途にかかわらず、設置届等を提出する前に、中野区清掃事務所と十分協議してください。

【手続きの流れ】



2 届出の対象となる建築物

(1) 再利用対象物の保管場所

事業用途に供する部分（住宅部分を除く）の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物

(2) 廃棄物の保管場所及び保管面積

延床面積3,000平方メートル以上の建築物

3 設置届提出の際の必要書類

次の書類を各2部（正本・副本）提出してください。

再利用保管場所、廃棄物保管場所等（共通書類）	
①	再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届
②	建築物の用途別床面積内訳書
③	建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等がわかるもの）
④	建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図
⑤	建築物の各階平面図

廃棄物保管場所等	
①	保管場所等の配置図（位置図）及び敷地内運搬車通過道路図（※各階平面図で確認できる場合は省略できます。）
②	保管場所等の平面図・立面図・断面図（縮尺50分の1程度）
③	保管場所等の仕様及び面積算定図
④	その他保管場所等の設置に関して必要と認められる書類

再利用対象物保管場所等	
①	保管場所の配置図（位置図）（※各階平面図で確認できる場合は省略できます。）
②	保管場所等の平面図・立面図・断面図（縮尺50分の1程度）
③	保管場所等の仕様及び面積算定図
④	その他、保管場所等の設置に関して必要と認められる書類

4 提出書類の作成の手順

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

用途別床面積内訳書は住宅用と事業用の2種類ありますので、分けて記入してください。また、当該内訳書には、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区別し、用途ごとの床面積を明確にしてください。

(2) 建築物から発生する廃棄物の量を算定してください。

別表1の施設用途別廃棄物排出基準により、住宅部分と事業系部分（事務所・店舗等）それぞれ算出します。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所と協議してください。

住宅部分の人員数は、別表2の住居占用面積別人員数により算出します。

(3) 算出した廃棄物の量を、燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ、プラスチック製容器包装、古紙、びん・缶・ペットボトル（家庭廃棄物に限る）に区分し、その量を算出します。

① 家庭廃棄物の区分の割合 別表3のとおり

② 事業系廃棄物の区分の割合 別表3のとおり

事業系廃棄物の場合、過去のデータがある場合は、清掃事務所と協議してください。

③ 体積を重量に換算する場合は、1立方メートル＝250キログラム（1リットル＝0.25キログラム）としてください。

(4) 廃棄物の収集方法、収集間隔を決めてください。

① 家庭廃棄物は、区の収集運搬、事業系廃棄物は、原則として自己処理又は廃棄物処理業者になります。

② 収集回数・間隔は、区が収集運搬する場合、「燃やすごみ」週2回（収集間隔3日）、「陶器・ガラス・金属ごみ」月2回（収集間隔13日）、「プラスチック容器包装」週1回（収集間隔6日）、「びん・缶・ペットボトル」、「古紙」原則週1回です。また、粗大ごみは週1回（事前申込み制）です。

③ 廃棄物処理業者が収集運搬する場合は、契約により収集回数（形態）を決めてください。

(5) 廃棄物の保管方法を決めてください。

別表4の大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法の中から選択して決めてください。ただし、家庭の「びん・缶・ペットボトル」は、区が指定するコンテナボックス等を使用してください。

① 容器による場合

原則として60リットル丸型ポリ容器（重量14キログラム）

② 反転コンテナボックス（燃やすごみのみ）の場合

容量は、0.7立方メートル（重量175キログラム）

③ 容器以外の場合

廃棄物の排出量及び保管日数に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

(6) 廃棄物保管設備の必要数及び面積を求めてください。

① 容器については、別表5の容器数の算定表に基づき算出します。

② 反転コンテナボックスについては、①に準じて算出します。

③ ①・②以外の方法による場合は、清掃事務所と協議してください。

(7) 廃棄物保管場所の位置・構造等を決めてください。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集の作業の効率性を考慮して決めます。

- ① 保管場所の位置・構造は図1から図3の保管場所、容器、反転コンテナボックスの配置例を参考にしてください
- ② 保管場所の位置・構造は、「中野区大規模建築物における一般廃棄物保管場所の設置基準及び事務取扱要綱」に基づき利用者の利便性、収集作業の安全性や効率性を考慮してください。主な設置基準は次の通りです。
 - ア 他の用途と兼用でないこと。
 - イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて廃棄物が十分収納できること。
 - ウ 建築物1棟につき、1か所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物をまとめて保管する場合は、この限りではありません。
 - エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
 - オ 廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
 - カ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
 - キ 出入口の幅は1.2メートル以上、高さは2.0メートル以上とすること。
 - ク 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
 - ケ 換気及び採光ができる構造とすること。
 - コ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
 - サ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排出口等の排水設備を設置すること。
 - シ 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80センチメートルから100センチメートルまでとすること。

(8) 粗大ごみ集積所を別に設置してください。

- ① 最低3平方メートル以上を確保してください。ただし、通路との共用はできません。
- ② 建物一棟につき1か所以上設置してください。

5 再利用対象物保管場所の提出書類作成の手順

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

用途別床面積内訳書により、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区別し、用途ごとの床面積を明確にしてください。

(2) 保管場所の最低必要面積を算出してください。

- ① 別表6の再利用対象物保管場所最低必要面積算出基準により算出してください。
- ② 敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積としてください。
- ③ 用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、清掃事務所と協議し、

了承を得た上で類似の用途を用いて算出してください。

(3) 保管場所の配置、構造等を決めてください。

保管場所の配置や構造は、「中野区事業用大規模建築物における再利用対象物保管場所設置基準及び事務取扱要綱」に基づき、利用者の利便性、収集作業の安全性や効率等を考慮してください。なお、構造、付帯設備等は大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準を準用します。主な設置基準は次のとおりです。

- ① 運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- ② 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- ③ 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- ④ 利用対象物の選別、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
- ⑤ 耐久性を考慮した構造とすること。
- ⑥ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ⑦ 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、柵・仕切り板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- ⑧ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

6 建築物完成時の検査

保管場所等の検査をしますので、建物完成後は必ず清掃事務所に連絡してください。連絡がない場合は、収集の開始ができません。

7 中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例

区では一定規模の特定集合住宅や小規模特定集合住宅等を建築する場合は、中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例（以下「条例」という。）により、特定集合住宅等の設計上の基準等を定めています。

(1) 条例の対象となる集合住宅等の規模

- ① 特定集合住宅
階数が3以上（居室を有していない地階を除く。）の集合住宅で住戸の数が12戸以上のもの。
- ② 小規模特定集合住宅
住戸の数が6戸以上12戸未満の集合住宅及び住戸の数が12戸以上で特定集合住宅に該当しないもの

(2) ごみ置場の設置基準

- ① 住戸の専有面積7.5㎡につき1個の割合でごみ容器が収納できる閉鎖式のごみ置場を設けること。ただし、清掃事務所との協議によってはその基準に従うこと。
- ② ごみ容器は、高さ及び直径を各60cmとすること。

(3) リサイクル資源集積所の設置基準

- ① 集積所には、保管場所及び作業場を設けること。
- ② 保管場所の面積は、別表5「容器数・保管場所の算定（集合住宅用）」により算出した必要面積以上（面積は内法面積で計算する）とすること。
- ③ 作業場の面積は1.5㎡以上（面積は内法面積で計算する）とすること。ただし、資源回収担当との協議によってはその基準に従うこと。
- ④ 集積所は、高さ2.0m以上、屋根付閉鎖型、換気設備の設置及び耐火構造とすること。
- ⑤ 集積所とごみ置場を一体として設置する場合は、壁等で分けし、資源の有償性を保持できるように配慮した構造とすること。

8 その他

事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、建築物が完成したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

また、所有者は、中野区の条例に基づき廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」を提出してください。

- ① 所有者は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- ② 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講ずること。
- ③ 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しなくなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講ずること。所有者は、歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置する。

別表1 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1日当たりの排出基準
住宅	1人につき0.8キログラム
事務所ビル	1平方メートルにつき0.04キログラム
文化施設及び娯楽施設	1平方メートルにつき0.03キログラム
店舗（飲食店）	1平方メートルにつき0.2キログラム
店舗（物品販売）デパート、スーパー等	1平方メートルにつき0.08キログラム
ホテル	1平方メートルにつき0.06キログラム
学校	1平方メートルにつき0.03キログラム
病院及び診療所	1平方メートルにつき0.08キログラム
駐車場	1平方メートルにつき0.005キログラム
鉄道駅舎	乗降客1人につき0.005キログラム

別表2 住宅占有面積別人員数

住居占有面積	人員数
20平方メートル以下	1.0人
20平方メートルを超え30平方メートル以下	1.5人
30平方メートルを超え40平方メートル以下	2.0人
40平方メートルを超え50平方メートル以下	2.5人
50平方メートルを超え60平方メートル以下	3.0人
60平方メートルを超える	4.0人

別表3 廃棄物の種類、割合、保管日数

	廃棄物の種類	廃棄物の割合	保管日数
家庭廃棄物	燃やすごみ	68パーセント	3日間
	陶器ガラス金属ごみ	3パーセント	13日間
	プラスチック製容器包装	3パーセント	6日間
	びん・缶・ペットボトル、古紙	26パーセント	6日間
事業系廃棄物	可燃ごみ	75パーセント	3日間
	不燃ごみ	25パーセント	6日間

別表4 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類					粗大ごみ 集積所	処理方法		
			容器	反転コ ンテナ ボックス	自動貯 留排出 機	車両搭 載式コ ンテナ 等	その他		区	自己処 理	許可業 者
区の収集 運搬業務 の提供を 受ける場 合	100戸 以上	燃やすごみ		○	○			○	○		
		プラスチック製容 器包装	○						○		
		陶器ガラス金 属ごみ	○						○		
	100戸 未満	燃やすごみ	○	○	○			○	○		
		プラスチック製容 器包装	○						○		
		陶器ガラス金 属ごみ	○						○		
区の収集 運搬業務 の提供を 受けない 場合	排出日量 1000kg 以上	一般廃棄物			○	○	○	○		○	一廃
		産業廃棄物			○	○	○			○	産廃
	排出日量 1000kg 未満	一般廃棄物	○	○	○	○	○	○		○	一廃
		産業廃棄物	○	○	○	○	○			○	産廃

別表5

容器数・保管場所の算定(集合住宅用)

用途	種別	人員	×	排出基準	×	廃棄物等の割合	×	収集間隔	÷	容器容量	=	A	最低必要個数	予備率の加算(40%)B	必要個数
住 宅	燃やすごみ		人×	0.8 kg×	0.68×		3日÷		14 kg=		①		個		
	陶器ガラス金属ごみ		人×	0.8 kg×	0.03×		13日÷		18 kg=		②		個		
	プラスチック製容器包装		人×	0.8 kg×	0.03×		6日÷		3 kg=		③		個		
	小計										容器数		個		
	古紙		人×	0.8 kg×	0.19×		6日÷		8 kg=		④		束		
	びん		人×	0.8 kg×	0.03×		6日÷		15 kg=		⑤		個		
	缶		人×	0.8 kg×	0.02×		6日÷		3 kg=		⑥		個		
	ペットボトル		人×	0.8 kg×	0.02×		6日÷		3 kg=		⑦		個		
	小計										ケース数		個		

算定上の注意

- 1 収集間隔は、原則として、燃やすごみ(3日)・陶器ガラス金属ごみ(13日)・プラ製容器包装、古紙、びん・缶・ペットボトル(6日)になっています。
- 2 Aは、小数点第2位を四捨五入します。「最低必要個数」はAを切り上げます。
- 3 必要個数は、Bの小数点以下を切り捨てます。
- 4 予備率は、40%を確保します。
- 5 必要個数が、最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とします。

用語解説

排出基準

廃棄物等の割合

収集間隔

区民一人あたりが、一日に排出する資源及びごみの量

中野区の資源及びごみの組成割合

資源及びごみが、保管庫に置かれている日数

保管場所面積の算定

廃棄物 保管場所	燃やすごみ 陶器・ガラス・金属ごみ プラ容器包装	容器の直径 又は縦	0.6	×	容器の直径 又は横	0.6	×	容器数	0個	=		÷	1	段=		m ²
リサイクル 資源保管場所	古紙	古紙の縦	0.3	×	古紙の横	0.2	×	束数	0束	=						
	びん	ケースの縦	0.53	×	ケースの横	0.36	×	容器数	0個	=						
	缶	ケースの縦	0.53	×	ケースの横	0.36	×	容器数	0個	=						
	ペットボトル	ネットの縦	0.4	×	ネットの横	0.4	×	容器数	0個	=						
リサイクル資源保管場所面積 計											÷	2	段=		m ²	
廃棄物+リサイクル資源保管場所面積															m ²	
作業場必要面積															m ²	
総合計															m ²	

算定上の注意

- 1 ごみ容器のサイズは、丸型容器の場合は直径0.6m、角型容器の場合は0.55m×0.35mを基準とします。
- 2 古紙の束は、0.3m×0.2mを基準とします。
- 3 びん・缶のケースの大きさは、0.53m×0.36mを基準とし、ペットボトルのネットの大きさは、0.4m×0.4mを基準とします。
- 4 作業場必要面積は、各々1.5m²以上を確保してください。ごみ置場とリサイクル資源保管場所を一体として設置する場合は、合わせて1.5m²以上を確保してください。
- 5 廃棄物保管場所には、洗浄排水設備を設置してください。
- 6 粗大ごみ保管場所は、3m²以上を確保してください。
- 7 リサイクル資源保管場所の面積には、柵一段分の面積が参入できます。

別表5 容器数・保管場所面積の算定(事業系)

用途	廃棄物	床面積	×	排出基準	×	廃棄物等の割合	×	収集間隔	÷	容器容量	=	A	最低必要個数	予備率の加算B	必要個数								
事務所	可燃	m ² ×		0.04	kg ×	0.75	×		日 ÷		kg =		① 可燃Aの	Aの①~⑩ × 1.4									
	不燃			0.04	kg ×	0.25	×		日 ÷		kg =		② ①+③+⑤+⑦+⑨										
店舗(飲食店)	可燃	m ² ×		0.2	kg ×	0.75	×		日 ÷		kg =		③ <input type="text"/> 個			Aの①~⑩ × 1.4							
	不燃			0.2	kg ×	0.25	×		日 ÷		kg =		④										
文化・娯楽施設	可燃	m ² ×		0.03	kg ×	0.75	×		日 ÷		kg =		⑤					Aの①~⑩ × 1.4					
	不燃			0.03	kg ×	0.25	×		日 ÷		kg =		⑥										
倉庫・駐車場	可燃	m ² ×		0.005	kg ×	0.75	×		日 ÷		kg =		⑦ 不燃Aの							Aの①~⑩ × 1.4			
	不燃			0.005	kg ×	0.25	×		日 ÷		kg =		⑧ ②+④+⑥+⑧+⑩										
	可燃	m ² ×			kg ×	0.75	×		日 ÷		kg =		⑨ <input type="text"/> 個									Aの①~⑩ × 1.4	
	不燃				kg ×	0.25	×		日 ÷		kg =		⑩										
容器数合計													個	容器数合計									

保管場所面積の算定

容器保管必要面積 = 容器的直径又は縦 m × 容器的直径又は横 m × 容器数 個 ÷ 段 = ① m²
 ② 洗淨排水設備面積 m²
 ③ 作業場必要面積 m²
 合計(①+②+③) m²
 粗大ごみ保管面積 m²

算定上の注意

- 1 計算は、用途別に実施し、必要個数を算定する。
- 2 事務所、店舗等のそれぞれの有効面積を記入する。
- 3 収集間隔を、実態により記入する。
- 4 容器1個当たりの容量は、原則として15kg(60リットル)とする。
- 5 個数の算定は、可燃と不燃を区分する。、Aの①～⑧を合算して必要個数等を算出する。
- 6 Aは、小数点第2位を四捨五入する。事業系の用途が複数の場合、Aの①～⑧を合算して必要個数等を算出する。
- 7 必要個数は、Bの小数点以下を切り捨てる。
- 8 予備率は、40%を確保する。
- 9 必要個数が、最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

別表6 再利用対象物保管場所面積計算表(1万㎡以上の建築物のときに使用してください)
 ※対象床面積には共用部分を含めないでください。

用途	(Ⅰ)各用途別対象延床面積	(Ⅱ)建築物すべてがその用途とした場合の、最低必要面積			(Ⅲ)1棟に占める用途別の割合	(Ⅳ)最低必要面積 (Ⅱ)×(Ⅲ)
		(d)が1万㎡～5万㎡未満	(d)が5万㎡～10万㎡未満	(d)が10万㎡以上		
事務所					(a)/(d)	(Ⅱ)の値
飲食店		$4\text{m}^2 + \frac{(d) - 10,000}{10,000} \times 3$	$16\text{m}^2 + \frac{(d) - 50,000}{10,000} \times 3$	26㎡		
学校						
病院・診療所		㎡	㎡			
小計	(a)					
店舗		$4\text{m}^2 + \frac{(d) - 10,000}{10,000} \times 4$	$4\text{m}^2 + \frac{(d) - 10,000}{10,000} \times 4$	40㎡	(b)/(d)	(Ⅱ)の値
ホテル						
小計	(b)	㎡	㎡			
文化・娯楽施設等	(c)	$3\text{m}^2 + \frac{(d) - 10,000}{10,000} \times 2$	$11\text{m}^2 + \frac{(d) - 50,000}{10,000} \times 1$	16㎡	(c)/(d)	(Ⅱ)の値
		㎡	㎡			
合計	(d)				最低必要面積合計	㎡

※この計算表は、1万㎡以上の建築物のとき、下記要領に従って記入(入力)してください。

1 用途が単一な建築物の場合は、次の手順で計算してください。

- ① 該当する用途の対象延床面積を(Ⅰ)欄に記入し、その数値の合計を(d)にも記入してください。
- ② ①の数値を、(Ⅱ)欄の用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位を四捨五入)してください。
- ③ ②の数値を小数点第2位で四捨五入して(Ⅳ)欄に記入してください。……この面積が保管場所最低必要面積となります。

2 用途が複合する建築物(再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準の注5)の場合は、次の手順で計算してください。

- ① 該当する用途の対象延床面積を(Ⅰ)欄に記入し、その数値の合計を(d)にも記入してください。
- ② ①の数値を(Ⅱ)欄の各用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位を四捨五入)してください。ただし、(d)が10万㎡以上の場合は、表に記入してある数値となりますので計算の必要はありません。
- ③ ②の数値を小数点第2位で四捨五入して(Ⅳ)欄に記入してください。……この面積が保管場所最低必要面積となります。

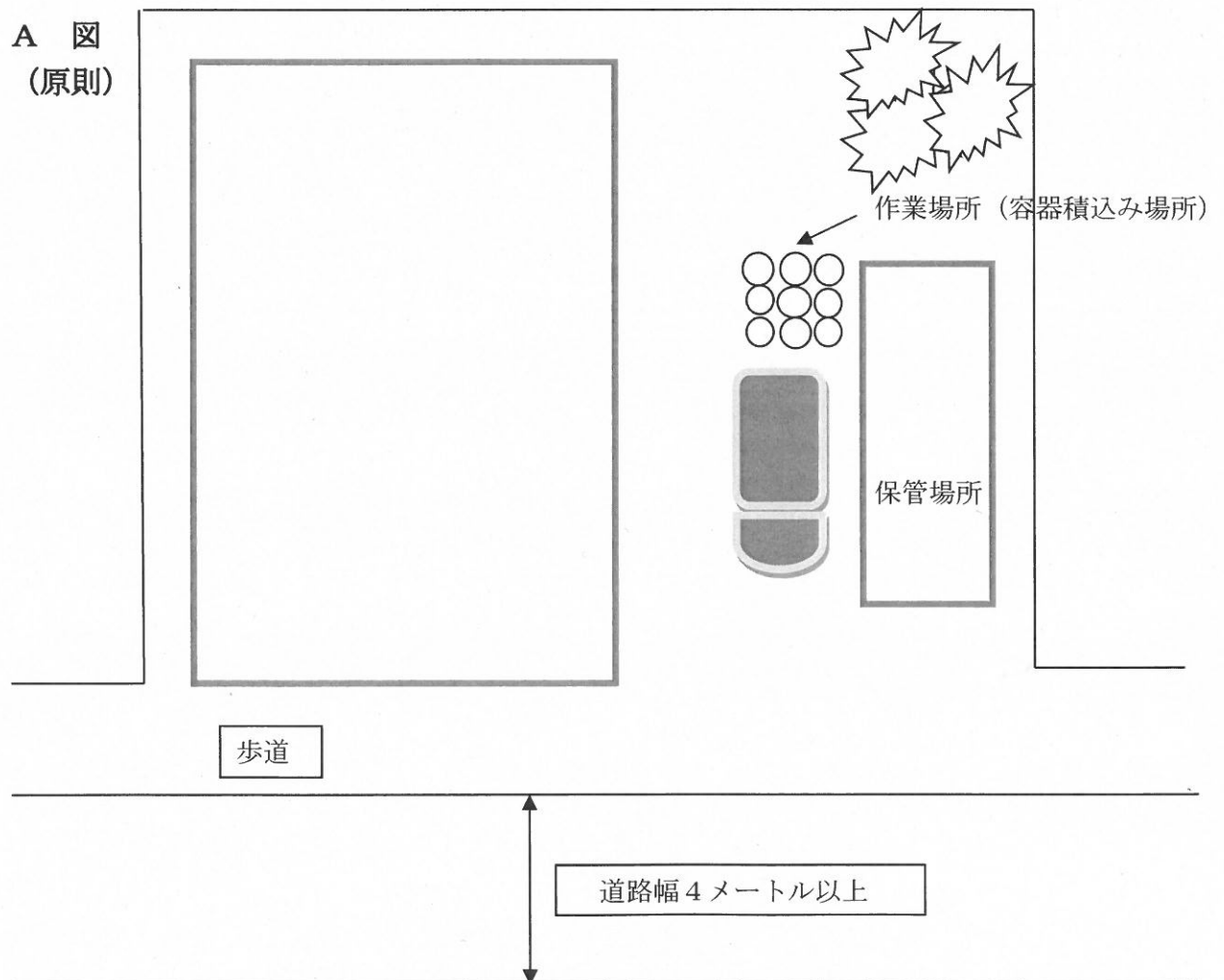
図1 保管場所の配置例

- ☆ 保管場所と併せて、作業場所（積み込み場所）を確保してください。
- ☆ 保管場所は、敷地内に、道路に面し収集車が進入して作業できる位置に配置してください。
- ☆ 作業場所（積み込み場所）についても、原則として敷地内に設け、収集日に歩道上に持ち出すことのないようにしてください。
- ☆ 清掃事務所では、直接、保管場所から廃棄物の収集は行ないません。

参考2例

A図（原則）・・・・・・道路に面し、車が進入できる最良の例（50戸以上の容器数の多い集合住宅等の場合は、この方法が望ましい）

B図（例外）・・・・・・原則の配置が確保できない場合



B 図
(例外)

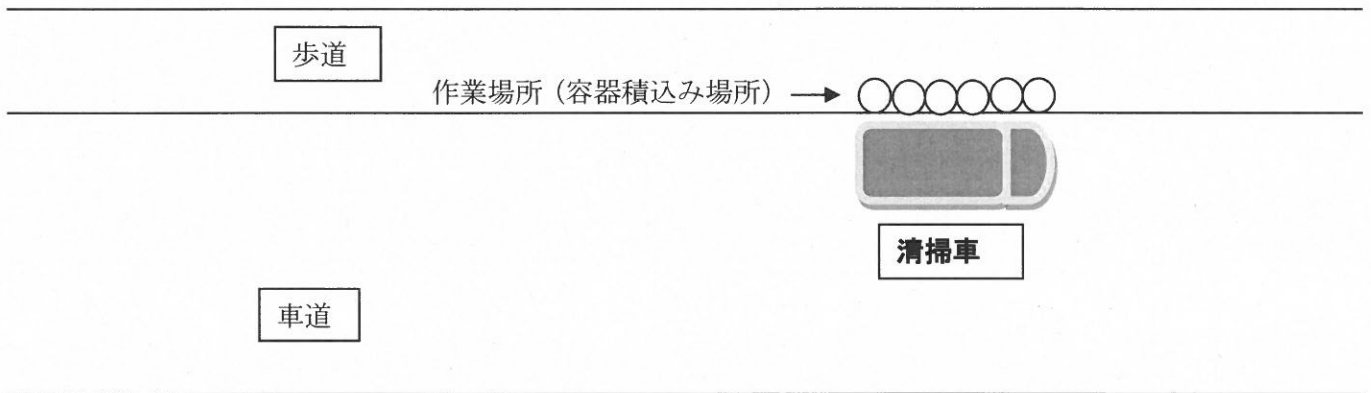
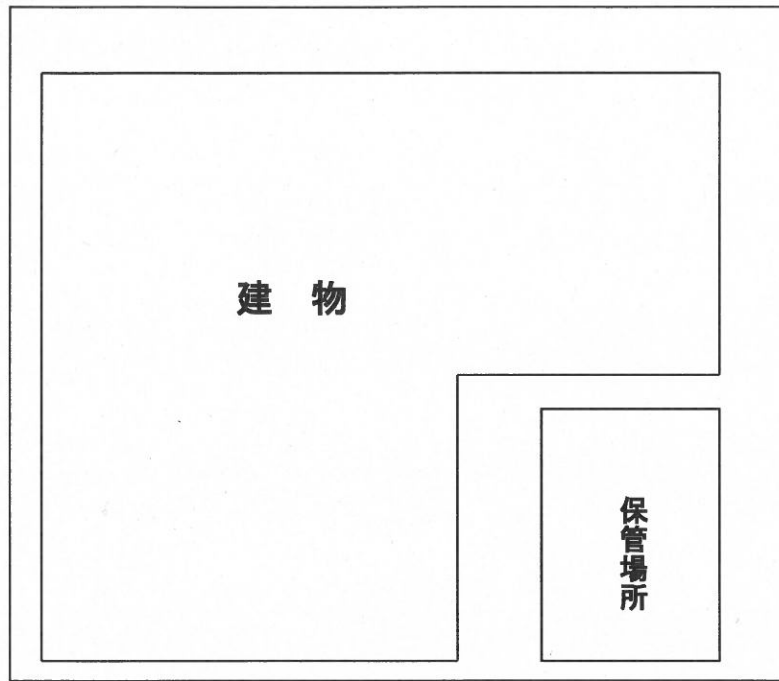


図2 容器の配置例

原則として、下記の規格の標準容器を配置するものとしてご計画願います。

☆ ごみ置場

丸型ポリ容器（60リットル）・・・直径60cm

縦 横 高さ

角型ポリ容器（60リットル）・・・35cm×55cm×60cm

☆ リサイクル資源保管場所

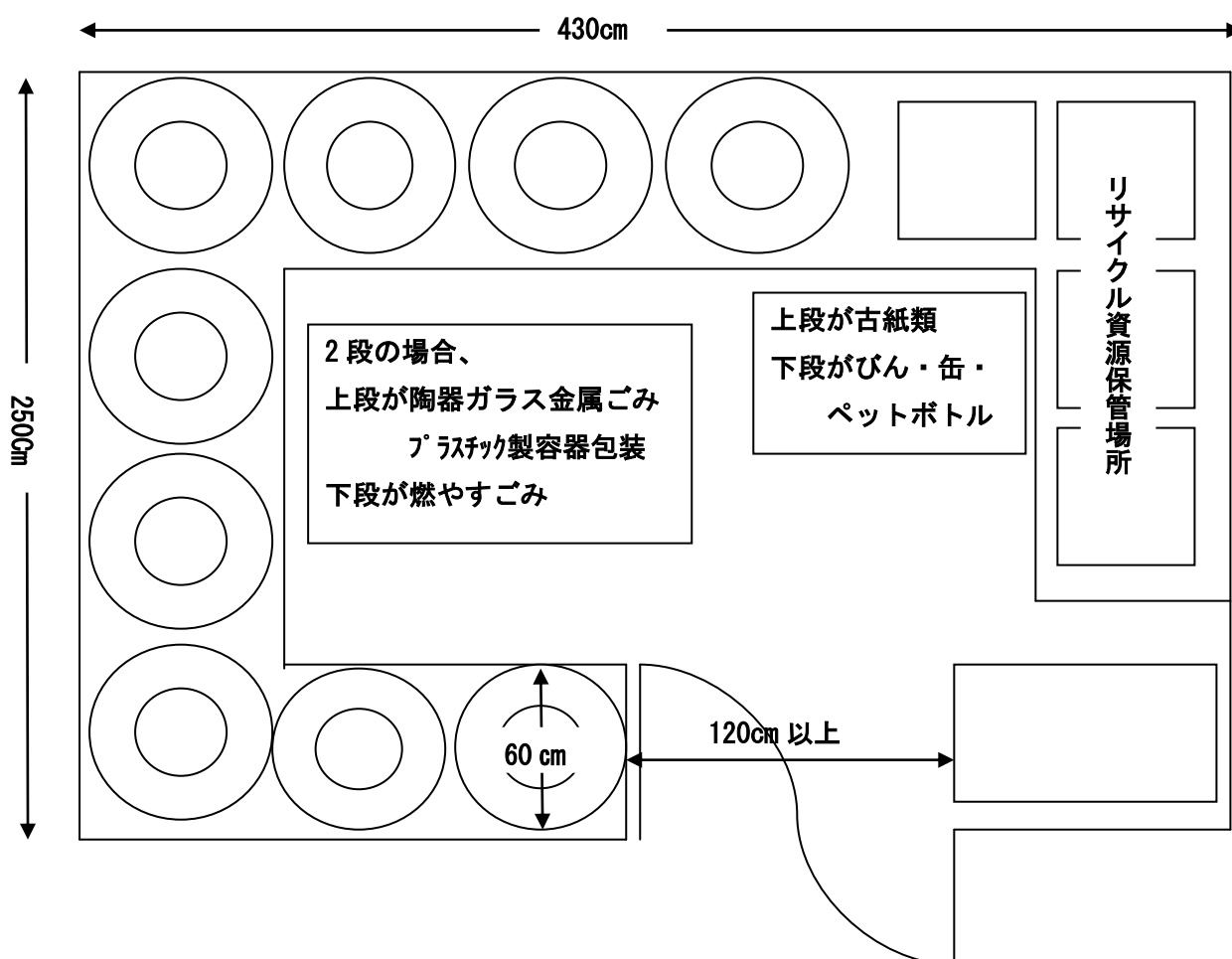
縦 横 高さ

びん・缶回収用ケース・・・53cm×36cm×32cm

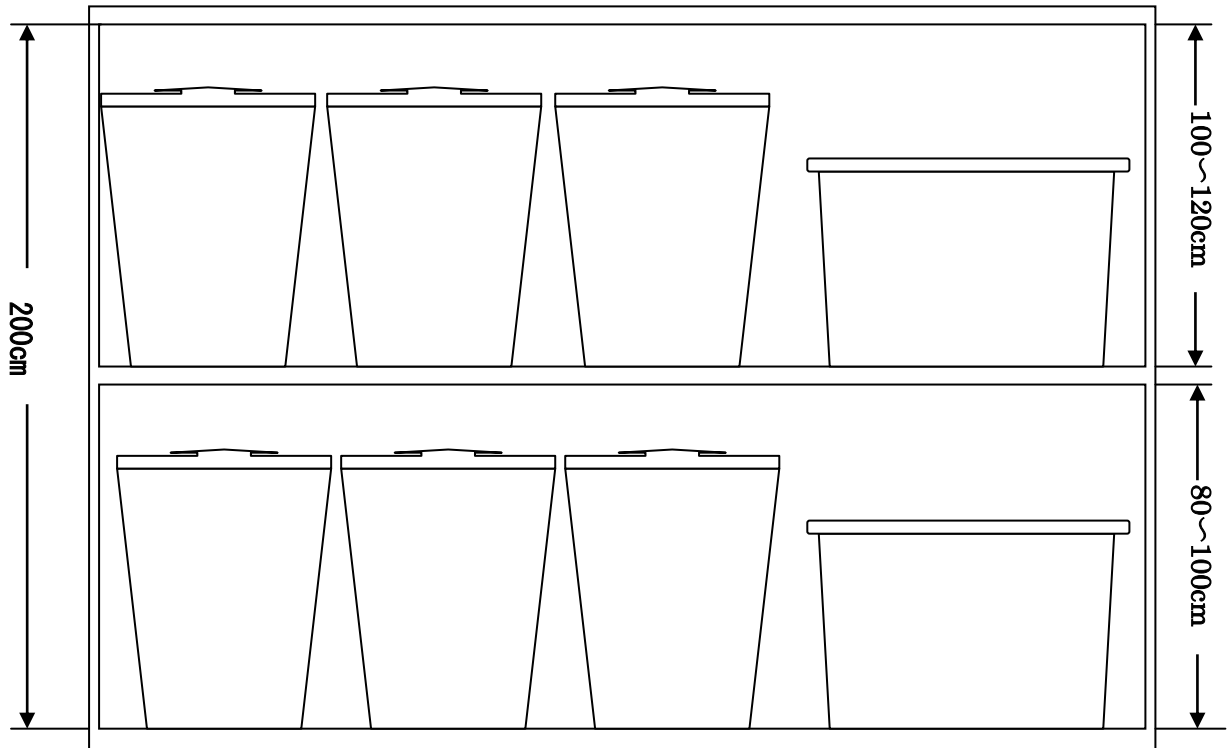
ペットボトル回収用ネット・・・40cm×40cm×70cm

新聞等（古紙）・・・30cm×20cm

※家庭から出るびん・缶・ペットボトルを入れる、びん・缶回収用ケース及びペットボトル回収用ネットについては、区役所より必要個数をお貸しいたします。

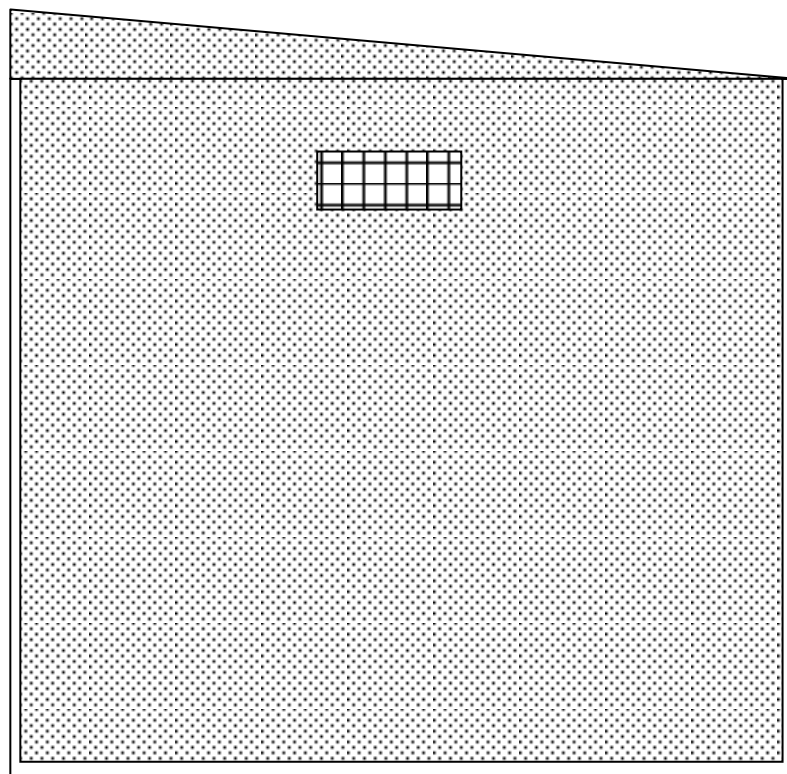


断面図



- 1 原則として、1段構造が良い。
- 2 2段構造の場合、棚の高さは80cm以上1m以下であること。
- 3 天井の高さは、2m程度確保すること。

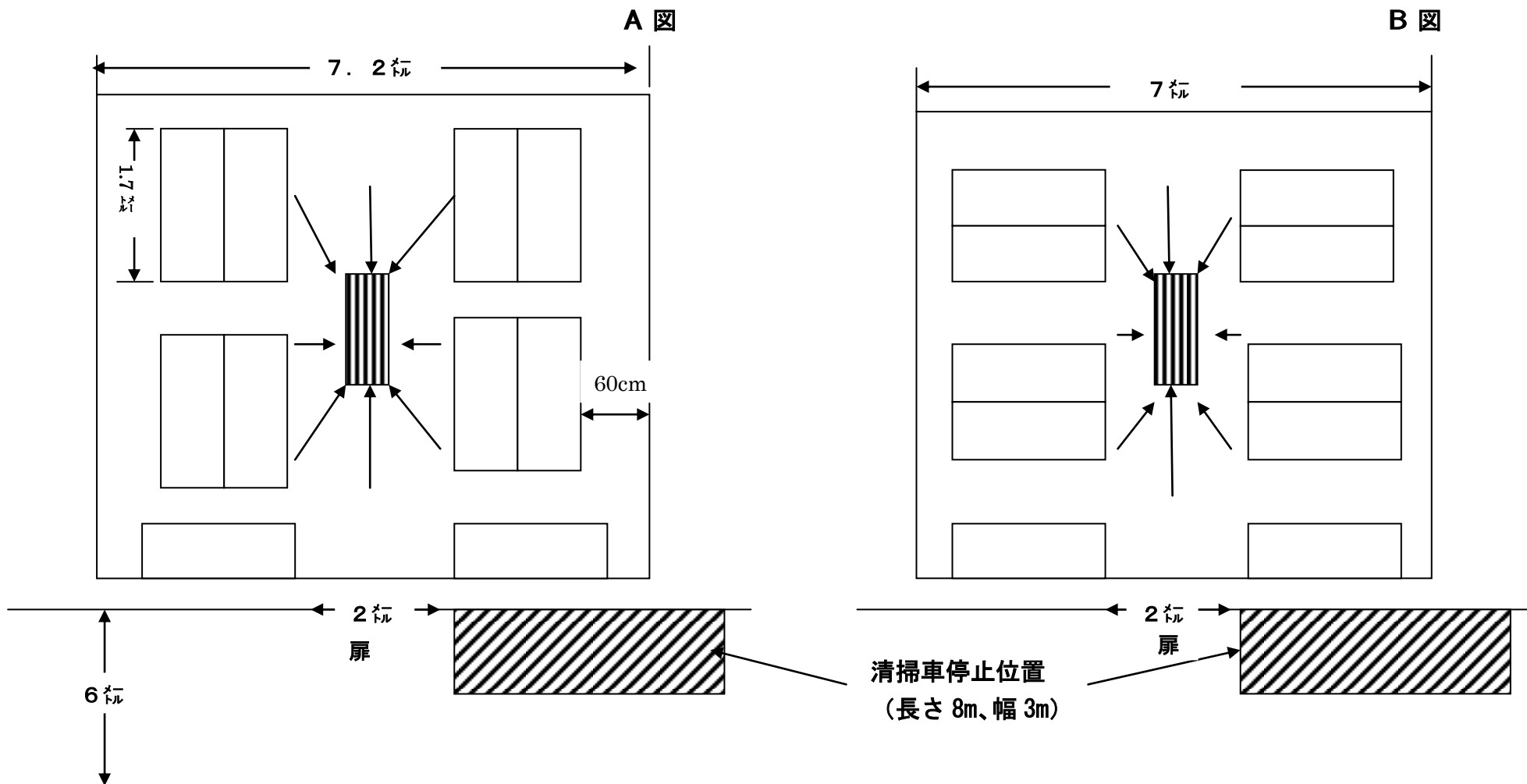
側面図



- 1 屋根は必ず設置すること。
- 2 換気口（扇）を設置すること。

図3 反転コンテナボックス配置例

入居戸数100戸 コンテナボックス10台を設置する場合



念 書（例：区収集）

私は、次の建築物の廃棄物保管場所などに関し、下記の事項を遵守することを約束いたします。

建築物所在地：

建築物名称：

記

- 1 ビル管理者は、当建築物から排出されるごみを収集日に責任を持って保管場所からごみ容器を別図（配置図、平面図）場所まで持ち出します。収集後は、速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 2 廃棄物保管場所、ごみ容器収集場所及び容器等は、常に清潔に保つようにいたします。
- 3 ごみ容器の取扱い及びごみ集積所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決いたします。
- 4 ごみは所定の基準で分別し、適正な排出に努めます。
- 5 ごみ容器保管個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数のごみ容器を増やします。
- 6 建築物を分譲、又は管理を業者に委託した後も上記の項目に係わる事項は責任をもって対処いたします。

年 月 日

中 野 区 長 殿

建築主 住 所

氏 名

印

念 書 （例：業者収集）

私は、次の建築物の廃棄物保管場所などに関し、下記の事項を遵守することを約束いたします。

建築物所在地：

建築物名称：

記

- 1 ビル管理者は、当建築物から排出されるごみを収集日に責任を持って保管場所からごみ容器を別図（配置図、平面図）場所まで持ち出します。収集後は、速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 2 廃棄物保管場所、ごみ容器収集場所及び容器等は、常に清潔に保つよういたします。
- 3 ごみ容器の取扱い及びごみ集積所等の管理について、業者の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決いたします。
- 4 ごみは所定の基準で分別し、適正な排出に努めます。
- 5 ごみ容器保管個数等に不足が生じた場合は、速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数のごみ容器を増やします。
- 6 事業系廃棄物については、廃棄物収集運搬業者に委託します。契約締結後は、契約書の写し及び廃棄物処理業者の許可証の写しを速やかに区へ提出します。
- 7 建築物を分譲、又は管理を業者に委託した後も上記の項目に係わる事項は責任をもって対処いたします。

年 月 日

中 野 区 長 殿

建築主 住所

氏名

印

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第17条 事業用の大規模建築物で中野区規則(以下「規則」という。)で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用の促進等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第18条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第19条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示

する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第20条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第18条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第48条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

(罰則)

第76条 次の各号の一に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(4) 第48条第3項の規定による命令に違反した者

第78条 次の各号の一に該当する者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第48条第1項の規定による届出をしなかった者

(両罰規定)

第79条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例等施行規則（抜粋）

（事業用大規模建築物）

第4条 条例第17条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物とする。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第7条 条例第17条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第8条 条例第17条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(別記第3号様式)により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前に行わなければならない。

（改善勧告）

第9条 条例第18条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第10条 条例第19条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所庁舎前の掲示場に掲示して行うものとする。

（収集拒否等）

第11条 区長は、条例第20条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第 21 条 条例第 39 条第 2 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、かつ、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造でなければならない。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第 30 条 条例第 48 条第 1 項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積 3,000 平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第 48 条第 1 項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前に行うものとする。

3 条例第 48 条第 2 項の規則で定める基準は、第 21 条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。

4 条例第 48 条第 3 項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

中野区大規模建築物における一般廃棄物保管場所の設置基準及び事務取扱要綱
2000年4月1日
要綱第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例等施行規則(平成12年中野区規則第25号。以下「規則」という。)第30条第3項第1号に規定する大規模建築物(以下「建築物」という。)の一般廃棄物の保管場所の設置基準及び当該事務の取扱いを定める。

(定義)

第2条 この要綱において「一般廃棄物の保管場所」とは、一般廃棄物(粗大ごみを除く。第6条において同じ。)を保管する場所(以下「廃棄物保管場所」という。)及び粗大ごみを保管する場所(以下「粗大ごみ集積所」という。)をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準は、別表第1のとおりとする。

(廃棄物保管設備に関する基準)

第4条 廃棄物保管設備の設置基準は、別表第2のとおりとする。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第5条 廃棄物の保管設備の選定に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 住宅が100戸未満の場合 容器、特殊架装車専用コンテナボックス(以下「反転コンテナ(燃やすごみの利用に限る)」という。)又は自動貯留排出機とすること。

イ 住宅が100戸以上の場合 容器、反転コンテナ(燃やすごみの利用に限る)又は自動貯留排出機とすること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム未満の場合 別表第2第2項に定める設備とすること。

イ 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム以上の場合 容器又は反転コンテナ以外の設備とすること。

2 区の収集運搬業務の提供を受ける場合で反転コンテナ(燃やすごみの利用に限る)を設置するとき及び区の運搬業務の提供を受けない場合で容器、反転コンテナ、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に区と協議するものとする。

(廃棄物の排出量の算定基準)

第 6 条 一般廃棄物の排出量は、別表第 3 の基準により算定するものとする。

この場合において、過去の排出量の実績があるときは、当該排出量を用いて算定することができる。

- 2 住宅部分の人員数は、別表第 4 の基準により算定するものとする。この場合において人員数が確定しているときは、当該人員数によるものとする。
- 3 廃棄物の種類、割合及び保管日数は、別表第 5 の基準により算定するものとする。この場合において、事業系廃棄物について、過去の排出量の実績があるときは、当該排出量を用いて算定することができる。
- 4 廃棄物(粗大ごみを除く。)の体積を重量に換算する場合は、1 立方メートルを 250 キログラムとする。

(粗大ごみ集積所設置基準)

第 7 条 粗大ごみ集積所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数に応じて、廃棄物が十分収納できる面積とし、最低 3 平方メートル以上とすること。
- (2) 建築物 1 棟につき、1 所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- (3) 通路と共用でないこと。

(設置届の提出)

第 8 条 建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、規則第 8 条の再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(以下「設置届」という。)に次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の用途別床面積内訳書
 - (2) 建築物の設計概要(用途、構造、階数、建築面積、延床面積等)
 - (3) 建築物の案内図及び配置図
 - (4) 建築物の各階平面図
 - (5) 廃棄物保管場所の配置図又は位置図及び敷地内運搬車通過道路図
 - (6) 廃棄物保管場所の平面図、立面図及び断面図(縮尺 50 分の 1)
 - (7) 廃棄物保管場所の仕様及び面積算定図
 - (8) その他、廃棄物保管場所設置に関して必要と認める図面及び書類
- 2 区長は、前項の設置届が提出されたときは、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届受付簿兼処理簿(別記第 1 号様式)に記入し、調査書兼意見書(別記第 2 号様式)を作成するものとする。

(建築物完成後の調査)

第 9 条 区長は、当該建築物の完成後に廃棄物保管場所の設置状況を調査し、調査の結果を再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所等設置台帳(別記第

3号様式)に記入するものとする。

2 区長は、廃棄物保管場所が設置届の内容と相違すると認めるときは、建設者に対して、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(届出内容の変更)

第10条 建設者は、設置届の内容に変更を生じたときは、改めて設置届を提出しなければならない。

(廃棄物保管場所の未届及び未設置に対する指導)

第11条 区長は、建設者が設置届を提出していないときは設置届を提出し、又は廃棄物保管場所を設置していないときは廃棄物保管場所を設置するよう指導しなければならない。

附 則

この要綱は、2011年9月17日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1 設置の基準

(1) 他の用途と兼用でないこと。

(2) 廃棄物の種類、排出量及び保管日数に応じて廃棄物が十分収納できること。

(3) 建築物1棟につき、1所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。

(4) 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。

(5) 廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み及び清掃若しくは点検に必要な作業場所を確保すること。

(6) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

(7) 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が6メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

2 構造の基準

(1) 汚水又は排水の地下への浸透を防ぐため次のとおりとすること。

ア 必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。

イ 床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処

理施設へ流入する構造とすること。

- (2) 換気及び採光ができる構造とすること。
- (3) 運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。
- (4) 出入口の幅及び高さは、次のとおりとすること。

ア 容器を保管設置とし運搬車が横付けする場合 幅は 1.2 メートル以上、高さは 2.0 メートル以上とすること。

イ 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし運搬車が横付けする場合 幅は 2.0 メートル以上、高さは 2.0 メートル以上とすること。

ウ 運搬車が内部に進入する場合 幅は 3.5 メートル以上、高さは 3.0 メートル以上とすること。

- (5) 耐久性があり、かつ周囲と調和する構造であること。
- (6) 床の通路と接続する部分は、水平かつ通路と同一平面であること。

3 付帯設備の基準

- (1) 仕切り等を設置し、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- (2) 囲い又は扉を設けること。
- (3) 屋外に設置する場合は、ひさし及び屋根を設けること。
- (4) 洗浄設備及び排水設備を設置すること。
- (5) 多量の厨芥ちゅうかいを保管する場合は、冷蔵設備を設置すること。
- (6) 保管場所内に運搬車が進入する場合は、運搬車の誘導ラインを引き、車両停止設備を設置すること。
- (7) 棚を設置する場合は、2 段とし、高さは 80 センチメートルから 100 センチメートルまでとすること。

別表第 2(第 4 条関係)

1 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

(1) 容器の場合

廃棄物の性状により、容器の容量が 90 リットルでは容器の持ち出し及び引き取りが困難である場合には、容器の容量は 60 リットル以下とすること。

(2) 反転コンテナ（燃やすごみの利用に限る）の場合

ア 容量は、0.7 立方メートルとすること。

イ 大きさは、次のとおりとすること。

(ア) 横幅は、1,350 ミリメートルから 1,370 ミリメートルまで、奥行きは、580 ミリメートルから 600 ミリメートルまで、高さは、880 ミリメートルから 900 ミリメートルまで。

(イ) 傾斜軸の長さは、1,564 ミリメートルから 1,584 ミリメートルまで、

高さは、675 ミリメートルから 695 ミリメートルまで。

ウ 材質は、強化プラスチック又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

エ 折りたたみ式のふたを付けること。

オ 底部にストッパー付旋回車輪 4 個及び栓付の排水口を取り付けること。

カ 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易にできるものであること。

(3) 自動貯留排出機の場合

ア 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。

イ 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

ウ 密閉式の構造とすること。

エ 臭気及び汚水の流出を防止し、並びに騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

オ 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調和機能を有すること。

カ 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下がないこと。

キ 廃棄物を圧縮する機能を有すること。

ク 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

2 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

(1) 容器の場合 前項第 1 号の規定によること。

(2) 反転コンテナの場合 前項第 2 号の規定によること。

(3) 自動貯留排出機の場合 前項第 3 号の規定によること。

(4) 車両搭載式コンテナの場合

ア 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

イ 運搬車に適合する仕様であること。

ウ 密閉式の場合は、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

(5) その他の設備の場合

ア 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

イ 安全かつ容易に取り扱えるものであること。

別表第 3(第 6 条関係)

施設の使用	1 日当たりの排出基準
住宅	1 人につき 0.8 キログラム
事務所ビル	1 平方メートルにつき 0.04 キログラム
文化施設及び娯楽施設	1 平方メートルにつき 0.03 キログラム
店舗(飲食店)	1 平方メートルにつき 0.2 キログラム
店舗 (デパート・スーパー等物品販売)	1 平方メートルにつき 0.08 キログラム
ホテル	1 平方メートルにつき 0.06 キログラム
学校	1 平方メートルにつき 0.03 キログラム
病院及び診療所	1 平方メートルにつき 0.08 キログラム
駐車場	1 平方メートルにつき 0.005 キログラム
鉄道駅舎	乗降客 1 人につき 0.005 キログラム

別表第 4(第 6 条関係)

住居占有面積	人員数
20 平方メートル以下	1.0 人
20 平方メートルを超え 30 平方メートル以下	1.5 人
30 平方メートルを超え 40 平方メートル以下	2.0 人
40 平方メートルを超え 50 平方メートル以下	2.5 人
50 平方メートルを超え 60 平方メートル以下	3.0 人
60 平方メートルを超える	4.0 人

別表第 5(第 6 条関係)

	廃棄物の種類	廃棄物の割合	保管日数
家庭廃棄物	燃やすごみ	68 パーセント	3 日間
	陶器ガラス金属ごみ	3 パーセント	13 日間
	プラスチック製容器包装	3 パーセント	6 日間
	古紙・びん・缶・ペットボトル	26 パーセント	6 日間
事業系廃棄物	可燃ごみ	75 パーセント	3 日間
	不燃ごみ	25 パーセント	6 日間

中野区事業用大規模建築物における再利用対象物保管場所設置基準 及び事務取扱要綱

2000年4月1日

要綱第131号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例等施行規則(平成12年中野区規則第25号。以下「規則」という。)第7条第2号に規定する、再利用対象物の保管場所(以下単に「保管場所」という。)の設置基準及び事務手続に関して必要な事項を定める。

(面積の算出基準)

第2条 保管場所の面積の基準は、別表第1のとおりとする。

(配置等)

第3条 保管場所の配置、構造及び付帯設備の基準は、別表第2のとおりとする。

(維持管理)

第4条 保管場所の維持管理に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業用大規模建築物の所有者(以下「所有者」という。)は、保管場所及びその周辺を清潔に保つこと。
- (2) 所有者は、再利用対象物の選別及び運搬作業に従事する作業員の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- (3) 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が別表第1の基準に適合しなくなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備を設置する。

(準用)

第5条 中野区大規模建築物における一般廃棄物保管場所の設置基準及び事務取扱要綱(2000年中野区要綱第130号。以下「一般廃棄物保管場所要綱」という。)第8条から第11条までの規定は、保管場所の設置届の提出、建築物完成後の調査、届出内容の変更及び保管場所の未届又は未設置に対する指導に準用する。この場合において一般廃棄物保管場所要綱第8条第1項中「建築物」とあるのは「事業用大規模建築物」と、「廃棄物保管場所」とあるのは「保管場所」

と、第9条及び第10条中「廃棄物保管場所」とあるのは「保管場所」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、2000年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に東京都事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する事務取扱要領(以下「都要領」という。)により東京都知事がした指導その他の行為(以下この項において「指導等の行為」という。)又はこの要綱の施行の際現に東京都知事に対して行っている届出その他の行為(以下この項において「届出等の行為」という。)で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、区長のした指導等の行為又は区長に対して行った届出等の行為とみなす。
- 3 施行日前に都要領の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この要綱の相当規定を適用する。
- 4 施行日前に都要領により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

別表第1(第2条関係)

用途\対象 延床面積	1万平方メートル未満	1万平方メートル以上5万平方メートル未満	5万平方メートル以上10万平方メートル未満	10万平方メートル以上
事務所	4平方メートル以上	延床面積から1万平方メートルを減じた面積を1万で除したものに3を乗じ、4平方メートルを足した面積以上	延床面積から5万平方メートルを減じた面積を1万で除したものに2を乗じ、16平方メートルを足した面積以上	26平方メートル以上
飲食店				
学校				
病院及び診療所				
店舗	4平方メートル以上	延床面積から1万平方メートル	40平方メートル以上	
ホテル				

		を減じた面積を 1万で除したも のに4を乗じ、4平 方メートルを足し た面積以上		
文化施設及 び娯楽施設	3平方メートル以 上	延床面積から 1万平方メートル を減じた面積を 1万で除したも のに2を乗じ、3平 方メートルを足し た面積以上	延床面積から 5万平方メートル を減じた面積を1 万で除したも のに、11平方メー トルを足した面 積以上	16平方メートル 以上

(備考)

- 1 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。
- 2 対象延床面積は、共用部分を除くこと。
- 3 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
- 4 対象延床面積が1万平方メートル未満の複合建築物における保管場所の必要面積は、4平方メートル以上とすること。
- 5 対象延床面積が1万平方メートル以上の複合建築物における保管場所の必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものとみなし、当該用途毎に必要な面積を算出し、当該面積に各用途別面積を対象延床面積で除した数を乗じ、算出した面積を合計した面積(4平方メートル未満になった場合は、4平方メートル)とすること。
- 6 算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

別表第2(第3条関係)

1 配置等

- (1) 運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に配慮すること。
- (2) 敷地の出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を考慮して設置すること。
- (3) 引火性、爆発性の物の保管場所に近接していない場所に設置すること。
- (4) 屋外に設置する場合は、屋根及び囲いを設けること。

- (5) 再利用対象物の選別、収集及び運搬車への積込み作業に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

2 構造及び付帯設備

- (1) 耐久性を考慮した構造とすること。
- (2) 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、壁等により区分すること。
- (3) 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚又は仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- (4) 換気及び採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- (5) 内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行い、車両停止設備を設置すること。

再利用対象物保管場所設置届 兼廃棄物保管場所等設置届

年 月 日

中野区長殿

（建設者）住 所
氏 名

印

電話番号

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第17条第6項 第48条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住所 氏名	電話番号 ()	
工 事 施 工 者	住所 氏名	電話番号 ()	
建築物の所在地			
建築物の名称			
建築物の用途			
敷 地 面 積	m ²		
延べ床面積	m ² (内訳) 住宅用		m ²
	事業用		m ²
構 造	造、 地上 階、 地下 階		
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

2 再利用対象物保管場所（条例第17条第6項関係）

保 管 場 所	地上・地下	階、	箇所、		m ²
---------	-------	----	-----	--	----------------

3 廃棄物保管場所等（条例第48条第1項関係）

保 管 場 所	地上・地下	階、	箇所、		m ²
保 管 設 備	種別	容器 (丸型)、容量	60・m ³ 、	設置数	個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下	階、	箇所、		
清掃車通行道路	公・私道、	m	洗浄排水設備	洗浄	箇所、 排水 箇所

受 付 欄	
(再利用)	(廃棄物)

第3号様式（第8条、第30条関係）

再利用対象物保管場所設置届
兼 廃棄物保管場所等設置届

〇年 〇月 〇日

中野区長殿

(建設者) 住 所 中野区中央〇-〇-〇
氏 名 中野商事株式会社
代表取締役 中野 太郎 印
電話番号 03(3387)5353

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第17条第6項 の規定により、次のとおり届け出ます。
第48条第1項

1 建築物の概要

設 計 者	住所 中野区松が丘〇-〇-〇 氏名 中野設計株式会社 設計課 中野次郎 電話番号 (3387) 5389		
工 事 施 工 者	住所 中野区本町〇-〇-〇 氏名 中野建設株式会社 代表取締役 中野三郎 電話番号 (3389) 1111		
建築物の所在地	中野区中野〇-〇-〇		
建築物の名称	(仮称) 中野パークプラザ		
建築物の用途	共同住宅、事務所、店舗、駐車場		
敷 地 面 積	1,500.82 m ²		
延 べ 床 面 積	12,345.67 m ² (内訳)	住宅用	2,851.34 m ²
		事業用	9,494.33 m ²
構 造	SRC造、 地上 12階、 地下 1階		
予 定 年 月 日	工事着手 2011年7月1日	工事完成 2011年11月30日	使用開始 2011年12月1日

2 再利用対象物保管場所（条例第17条第6項関係）

保 管 場 所	地上・ <u>地下</u>	1階、	1箇所、	6・00 m ²
---------	---------------	-----	------	---------------------

3 廃棄物保管場所等（条例第48条第1項関係）

保 管 場 所	地上・ <u>地下</u>	1階、	2箇所、	住13.64事14.90 m ²
保 管 設 備	種別 容器(丸型)、容量	60・m ³ 、	設置数	住30・事32個・台
粗大ごみ集積所	地上・ <u>地下</u>	1階、	1箇所、	6・62 m ²
清掃車通行道路	<u>公</u> ・私道、	8 m	洗浄排水設備	洗浄 2箇所、 排水 2箇所

受 付 欄	
(再利用)	(廃棄物)

用途別床面積内訳書(集合住宅)

階	延床面積	住 宅					延床面積小計	共用部分等面積
		部屋割	床面積	人員	戸数	総人員		
合 計								

別表2 住宅占有面積別人員数

住居占有面積	人員数
20平方メートル以下	1.0人
20平方メートルを超え30平方メートル以下	1.5人
30平方メートルを超え40平方メートル以下	2.0人
40平方メートルを超え50平方メートル以下	2.5人
50平方メートルを超え60平方メートル以下	3.0人
60平方メートルを超える	4.0人

用途別床面積内訳書(集合住宅)

記入例

階	延床面積	住 宅					延床面積小計	共用部分等面積
		部屋割	床面積	人員	戸数	総人員		
1		Aタイプ	27.04	1.5	3	4.5	81.12	
		Bタイプ	35.08	2	3	6	105.24	
		Cタイプ	42.04	2.5	1	2.5	42.04	
	566.42	Dタイプ	60.02	4	1	4	60.02	278.00
2		Aタイプ	27.04	1.5	4	6	108.16	
		Cタイプ	42.04	2.5	3	7.5	126.12	
		Eタイプ	58.88	3	2	6	117.76	
		Fタイプ	67.25	4	2	8	134.50	
	611.44	Gタイプ	78.87	4	1	4	78.87	46.03
3		Aタイプ	27.04	1.5	4	6	108.16	
		Cタイプ	42.04	2.5	3	7.5	126.12	
		Eタイプ	58.88	3	2	6	117.76	
		Fタイプ	67.25	4	2	8	134.50	
	611.44	Gタイプ	78.87	4	1	4	78.87	46.03
						0		
						0		
合 計	1789.3	-	-	-	32	80	1419.24	370.06

用途別床面積内訳書(事業用)

階	延床面積	店舗			事業所		駐車場	共用部分等面積
		業種	戸数	床面積	戸数	床面積	床面積	
合計								

用途別床面積内訳書(事業用)

階	延床面積	店舗			事業所		駐車場	共用部分等面積
		業種	戸数	床面積	戸数	床面積	床面積	
地下1階	977.74						399.14	578.6
1階	993.62	飲食店	2	327.84			108.51	557.27
2階	977.74				1	772.42		205.32
3階	977.74				1	772.42		205.32
4階	977.74				1	772.42		205.32
5階	977.74				1	772.42		205.32
6階	977.74				1	772.42		205.32
7階	977.74				1	772.42		205.32
8階	977.74				1	772.42		205.32
9階	977.74				1	772.42		205.32
								0
								0
合計	9793.28		2	327.84	8	6179.36	507.65	2778.43